

金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例施行規則並びに金沢市パーク・アンド・ライド駐車場の利用許可及び使用料の減免に関する審査基準の制定（案）の概要について

■金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例施行規則の制定

1 目的

金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例（平成 27 年 12 月 21 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行）の施行に関し、駐車場の利用の手続、各種様式、使用料の減免の申請等、必要な事項を定めます。

2 金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例施行規則の制定内容（案）について

(1) 駐車場の利用の手続について（条例第 7 条関係）

平日利用者が利用許可の申請、更新、変更及び廃止の手続を行うに当たって期日、様式、添付書類及び許可期間を定めます。

① 申請期日等

新規：利用開始日の属する月の前月の 10 日まで

更新：許可期間の満了する月の 10 日まで

変更、廃止：随時

② 添付書類：公共交通を利用して通勤、通学、買物等のために移動することを確認できる書面（通勤定期の写し等）を添付又は提示

③ 許可期間：利用開始日の属する年度の末日までで市長が定める期間

(2) 駐車場の利用の方法について

平日利用者が駐車場を利用するに当たって必要となる駐車証の交付、駐車券の貸与、再交付、返納、様式及び利用方法を定めます。

① 駐車証：許可時に交付

駐車時に外部から視認しやすい場所に掲示

② 駐車券：許可時に貸与され、許可終了時は、直ちに返納

駐車場への入場時に使用

(3) 使用料の減免について（条例第 10 条関係）

使用料の減免に当たって申請や様式について定めます。

(4) 利用者の遵守事項について（条例第 12 条、条例第 13 条関係）

駐車場の利用に当たって遵守事項について定めます。

(5) 本市の免責について

駐車場利用における本市の免責について定めます。

■金沢市パーク・アンド・ライド駐車場の利用許可に関する審査基準の制定

1 目的

金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例第1条に規定する目的を効果的に達成するため、利用対象者及び利用許可の方法に関する審査基準を定めます。

2 駐車場の利用許可等に関する審査基準（案）について

(1) 利用の対象者について（条例第5条関係）

主たる居住地が駐車場から直線で1キロメートル以上離れている者とします。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認める場合を除きます。

(2) 利用の許可方法及び許可基準について（条例第7条関係）

① 利用申請：申請が多数の場合は、利用許可基準に基づき評価の高い者から許可します。

② 利用許可基準

パーク・アンド・ライド駐車場の設置は、公共交通機関の利用促進や道路交通の混雑解消などを目的としており、その目的を達成するため利用目的、利用頻度、目的地等の視点から評価します。

また、移動に当たって制約や困難が伴うことが想定されるため、障害等のある方へ配慮した評価とします。

■金沢市パーク・アンド・ライド駐車場の使用料の減免に関する審査基準の制定

1 目的

金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例第10条に規定する使用料の減免に関する対象者、額及び審査基準を定めます。

2 使用料の減免に関する審査基準（案）について

(1) 減免の対象者について（条例第10条関係）

次に掲げる者又はその者の介護人（市長が介護人を必要と認める場合に限る。）が駐車場を利用する場合に使用料を減額するものとします。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 療育手帳の交付を受けている者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 減免の額について（条例第10条関係）

使用料の2分の1の額を減額します。

(3) 減免の申請に当たって必要な書類について（条例第10条関係）

減免の申請に当たって次に掲げる手帳を提示するものとします。

- ① 身体障害者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

■施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

《参考》

金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例の概要

通勤、通学、買物等のために移動する市民等の利便を図ることにより、公共交通機関の利用を促進し、道路交通の渋滞緩和等に資するため、東金沢駅西口パーク・アンド・ライド駐車場を設置します。

(1) 駐車場の概要

位 置：金沢市三池栄町 8 番地

供用時間：午前零時から午後 12 時まで

(2) 利用形態

① 休日利用（主に買物等で利用）

公共交通機関に乗り換えて移動される方が、事前の許可を必要とすることなく利用できます。

料金は、公共交通機関の利用促進のため無料とします。

② 平日利用（主に通勤や通学で利用）

事前に許可を受け、使用料を納付した方が利用できます。

使用料は、自動車 1 台につき月額 4, 0 0 0 円（税込み）とします。